

○副議長（本木忠一君） 十一番金田もとる君。

〔十一番 金田もとる君登壇〕

○十一番（金田もとる君） 日本共産党宮城県会議員団の金田もとるでございます。

冒頭、元日に発生した能登半島地震でお亡くなりになられた方々に心からの哀悼の意を表します。

発言通告に従って、大綱に沿って発言を行います。

大綱一点目、宮城県地域防災計画と原子力災害対策について。

宮城県地域防災計画の現行計画については、東日本大震災後に減災を基本方針とした防災対策の推進がうたわれ、逐次修正が重ねられ、昨年十一月に第五次地震被害想定調査報告書を踏まえた修正が加えられたものが最新のものとなっています。能登半島地震の発生とその被害状況、行政対応の教訓も踏まえた、県地域防災計画の更なる修正作業の予定と、みやぎ震災対策アクションプランの策定をどのように考えておられるのか、知事の所見を伺います。

石川県においては、能登半島沖の活断層による地震の被害想定が二十五年間更新されていなかったとか、二〇〇七年に起きた能登半島地震の評価も十分になされていなかった等の報道も目にしています。もはや、災害対応において想定外という言葉は免罪符としては通用しません。その覚悟を持って地域防災計画の見直し、アクションプランの策定を行うことが求められています。宮城県の地域防災計画で最大の不安材料は、原子力災害対策です。能登半島地震では、志賀原発の三十キロ圏内の通行止めは十六路線三十か所にも及び、原子力災害時の避難道路も寸断されました。女川原発で事故が発生した場合、地震・津波災害との複合災害であれば、退域時検査場所までたどり着くことから困難です。また、屋内退避をと求められても、肝腎の建屋が倒壊・流出、あるいは火事によって焼失していた場合は退避できる屋内が確保されていないということになります。知事自身も能登半島地震を受けて、半島部の原発事故避難計画について深掘りが必要だと発言していましたが、この間、地震想定のやり直し、避難計画の抜本的な改定、県独自の安全性検討会の再設置等を求める市民団体や、党県会議員団の要請行動に対して、県は、「第一義的には国の責務であり、バックフィットや指針等の改正により対応していただけるものと認識している」と国任せの姿勢です。そして、その国にして、二

月十四日の原子力規制委員会では、「避難所や道路の耐震化などは、各自治体の地域防災計画で対応すべきだ」との考えを示した上で「そこがしっかり担保された上で、原子力防災の屋内退避について考えたい」と述べています。国と県がお互いに責任を押しつけ合っているとしか思えません。知事、今こそ二百二十五万人の県民の命と健康に責任を負う知事として、県自らが女川原発の安全性を検討し、避難計画の抜本的見直しを図る、安全が確認できるまでは再稼働の地元同意は一旦取り消すことを求めます。知事の決意としてお答えください。

この間、国は、放射線防護対策の基準を引き下げることに腐心してきました。放射線防護の実効性、実際の効果を下げても、避難計画を達成しやすくするという考えです。実際に、二〇一八年の原子力災害対策指針の改正では、防護についての考え方を被曝を前提とした努力目標に変えてしまいました。二〇二一年四月の「避難退域時検査等の資機材整備について」の通知では、検査に当たる要員の不織布防護服、タイベックス等の着用は不要とされ、車両用ゲート型モニターはごく軽微な汚染でも検知・発報する可能性が指摘されたので、新規購入は見合わせる、住民用ゲート型モニターは、検査等の効率化に資することは困難と考えられるので、購入申請しないこととされました。そこで伺います。二〇二一年度以降の要員用不織布防護服の購入枚数と、現在の確保枚数は何枚になっていますでしょうか。同じく、二〇二一年度以降の車両用ゲート型モニターの購入台数と現在の保有台数、住民用ゲート型モニターについても同じくお答えください。

大綱二点目、半導体企業の誘致と環境対策について伺います。

新年度予算では、知事のトップセールスが奏功して誘致に至ったと喧伝されているJSMCの半導体工場を中心に関連企業の更なる誘致や人材育成を進めるとして、みやぎシリコンバレー形成支援事業に三億二千万円余りが計上され、二月補正予算でも前倒しで二千五百万円が計上されました。世界で半導体工場の建設ラッシュが起き、各国が誘致を競い、日本政府も多額の税金を投入。国内を見ても、熊本の菊陽町、北海道千歳市、三重県四日市市、岩手県北上市のほか、佐賀県や茨城県などでも工場の新増設計画が進められています。こういった中で、高度技術者人材の争奪戦が厳しさを増すとともに、一般従業員の確保の点でも人手不足で苦勞している県内企業に与える影響を危惧す

る声もあります。知事は、行け行けどんどの状態にありますが、多額の県費を投入する半導体企業の誘致が県内企業に与えるリスクについて、知事の見解を伺います。

半導体工場の運転に際しては、大量の水を必要とします。微粒子などの不純物をできるだけ取り除いた超純水が使用されます。現時点では、県工業用水の使用が想定されていて、その使用量が一日当たり五千五百立米、排水量は四千四百立米とお聞きしました。現在の北部工業用水の一日平均利用量が一万九千八百八十、約二万立米ですから、二五%以上の増が見込まれます。排水基準や排水設備についても相応の対応が求められます。今、海外においても国内においても、半導体工場周辺の環境汚染、とりわけ水質汚染を懸念する声が上がっています。中でも、有機フッ素化合物、PFASの問題です。残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約を受けてPFASの代表的な物質であるPFOSは、二〇一〇年に製造・使用・輸入制限の対象になり、PFOAも二〇二一年に原則禁止の対象になっていますが、昨年二〇二三年秋に、三重県のキオクシア四日市工場と河川をつなぐ排水口から、国の暫定指針値の二・六倍ものPFASが検出され、大きな問題になっています。熊本においては、豊富な地下水資源の汚染も含めて危惧する声、千歳市においても千歳川流域やウトナイ湖サンクチュアリの環境への影響が心配されています。予定されているJSMCの半導体工場の建設に際しては、半導体の製造工程に加え、半導体の材料や洗浄用水などサプライチェーンの全域でPFASは使用しないことを確認するとともに、半導体の製造過程で化学薬品などの反応で意図せずに物質が生成される副生への対応を行うこと。また、工場の建設・稼働前に周辺の河川・井戸水・農業用水について調査を行うとともに、稼働後の調査についても同様に行うことを求めます。お答えください。

大綱三点目、宮城県クライミングウォールの整備方針について伺います。

二〇二〇年度の包括外部監査で利用水準が低水準と指摘されていた宮城県クライミングウォールの整備方針について、県は先月公表した宮城県第二総合運動場等整備方針素案の中では「施設の利用率、大会実施会場の確保などを踏まえ、競技団体である宮城県山岳連盟との協議を継続し、今後ともその在り方の検討を続ける」としていました。かつて、武道館まつりのクライミング体験会では、二時間でおよそ百人の参加者があった施設です。利用水準が低水準となったのは、設備が著しく老朽化したためであり、

日常の設備管理に関わる県の対応の不十分さを指摘し、そのことが利用者的大幅減を招いたとする声もあります。県としての認識を伺います。

先月十九日の県議会総務企画委員会での私のほうからは、クライミングウォールについては、本県が東北総合体育大会の開催県となっている二〇二五年までの整備スケジュールも視野に入れた対応を求めておりましたが、その後、大会までの整備は間に合わず、隣県の施設を借用しての開催の方向で調整しているとお聞きしました。仮に、他県会場での開催となつても、準備・運営は宮城県が担うわけで、開催の相当前から泊まり込みで対応しなければなりません。人や物品の移動費、宿泊費などの経費がかさむ一方で、現地開催による競技の普及効果、経済波及効果も宮城県は得られません。県山岳連盟の皆さんからは、二〇二五年の開催に合うようにクライミングウォールの整備を二〇一八年から繰り返し求めてきた経過があるとお聞きしました。仮設の競技用リード壁を設置しての開催はできないのでしょうか。現状と今後の課題について、県としてその責任と役割をどのように考えておられるのか、お聞きします。お答えください。これまで著名な選手、世界チャンピオンを輩出してきた宮城県です。オリンピック種目にもなったことで、認知度も上がっています。知事は、宮城県におけるスポーツクライミングの位置づけと役割をどのように考えておられるのかお聞きします。お答えください。

大綱四点目、四病院の再編・移転問題について伺います。

二〇二二年九月に県の政策医療の課題解決の一方策として提示され、直後の知事選で村井知事が選挙公約として掲げた四病院再編・移転計画は、知事の五選後、その進め方において、それぞれの病院の患者、当事者・住民無視、議会軽視、横紙破りの姿勢が貫かれ、昨秋の県議選においては、県政与党会派に所属する議員・候補者の中にも、四病院再編、大反対と訴えられた方々がおられました。地元紙が立候補者に対して行ったアンケートの回答を当選者分について再集計した結果でも、再編・移転計画に「賛成、どちらかといえば賛成」が二十一人で率にして二六%、「反対、どちらかといえば反対」が二十七人、四六%でした。県議選を前に「私を止められるのは県議会だけだ」と宣言した知事に対し、県議会としても真価が問われる局面にあります。知事、執行部並びに同僚議員各位においても、真摯な議論と賢明な判断が求められています。

の統合に向けた基本合意書。同日午後の基本合意締結式及び合同記者会見の場に私も同僚議員とともに駆けつけましたが、そこでの知事並びに日赤本社の医療事業推進本部長の発言に耳を疑いました。いわく「今日の基本合意の締結が先にあつて、十七日の八木山での説明会の日程が決まった」、知事の発言です。「基本合意の発表の前に説明会をやる必要があつて、こういうタイミングになつた」、日赤の本部長の発言です。更に、日赤の本部長からは「先月末——この時点では十一月末のことですが、この十一月末に本社の社長・副社長のところで、今般の基本合意の内容について了解が得られていた」との発言もありました。知事、これでは、住民説明会は、基本合意締結の前のアリバイ開催でしかなく、はなから住民説明会で出された意見を基本合意に反映させる考えなど毛頭なかったということにはなりませんでしょうか。お答えください。また、基本合意締結式の三日前に閉会した十一月議会の場でも、締結が決まっていたにもかかわらず、県議会にも全く知らせていなかったことであり、議会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。知事には猛省と基本合意の撤回を求めます。お答えください。

知事の暴走はその後も続きます。基本合意締結の翌日の旭ヶ丘での説明会での参加者からの真つ当な批判と圧倒的な非難の声をものともせず、翌週十二月二十六日には急遽、仙台区域地域医療構想調整会議を開き、厚労省への重点支援区域申請を強引に押し通しました。まずもって看過できないのは、この仙台区域地域医療構想調整会議は、県の情報公開条例・事務取扱要綱に反した形で招集・開催されていることです。四病院再編・移転構想に関わつては、昨年九月の県医療審議会病院部会の開催告知がやはり事務取扱要綱に定めた「少なくとも開催の日の七日前までに」掲載告知しなければならないとの規定に反して行われ、医療関係団体から抗議を受けていましたが、再び同様の指摘・抗議を受けることになりました。九月の開催告知は三日前、この十二月の開催告知は僅か一日前です。なぜ、自らが定めた情報公開条例に違反する、同じ過ちが繰り返されるのか、原因と責任の所在について、知事の答弁を求めます。お答えください。

まさに、なりふり構わず、十二月二十六日に開催された仙台区域地域医療構想調整会議では、基本合意に基づく病院統合によって急性期病床が削減されることに対する技術的支援・財政的支援を得るべく国への重点支援区域申請の了解を取り付けようと躍起になる県の姿があらさまになりました。公開されている議事録では、新病院をつくる

に際しての財政的な支援を重点支援区域になることで引き出す——その点を考えれば、進めるべきかと思うとの意見が示される一方で、基本合意の内容そのものについては懸念が強く示されていたことが分かります。より具体的には、がんセンターの研究部門がどうなるのか、どこにも文言が出てこない。東北大学と補完・連携がそもそもうまくいくのか。日赤本部ががん医療をどのくらい重視してくれるのか。今回の議論をもって、調整会議での合意が得られたことになるのか。病床規模四百床程度とされているが、その内訳が分からないままにゴーサインを出せない。そもそもあり方検討会議で、がんの医療を中心ということスタートしているの、あくまで、がんの医療を中心とした総合的な病院ということであればならないし、その点では県からの財政的な支援も必要だと。議論や検証に必要な情報が示されないまま進められることには、医療関係者や患者の理解は得られず容認できない。こういった意見が出されていました。名取市の医師会会長、県医師会副会長、仙台市保健所所長、仙台市立病院院長といった要職にある方々の発言です。肯定的な意見を述べていたのは、アドバイザーとして参加していた東北大学の藤森先生ぐらいです。座長が最後に、「今回の基本合意に関しましては、様々な懸念の声、心配の声がございますので、今回の重点支援区域の申請とは切り分けて考えていただきたい」、このように述べて、「重点支援区域の申請ということに関しては了解の姿勢で取りまとめたい」、こういうふうにとまとめた。本来、切り分けて考えることなどできないことを迫ったわけでございます。当日の地域医療構想調整会議での結論は、重点支援区域の申請については了解するが、基本合意の内容そのものが了承されたわけではないということです。知事、この点、正しく理解されていますでしょうか。知事の認識を伺います。お答えください。

さて、年末ぎりぎりに重点支援区域の申請にこぎ着け、年明け十六日には、厚労省から重点支援区域に選定するとの通知があったわけですが、極めて異例なことに「下記のとおり、条件を付した上で重点支援区域に選定する」との一文が付されていました。これまで、二十一区域が選定されてきた中で初めてのことです。仙台市をはじめとする関係自治体に丁寧の説明を行い、理解を得ること。医療機能の再編等により影響を受ける地域住民に丁寧に説明を行い、理解を得ること。この二つの条件がつけられたことについて、なぜこのような条件がつけられるに至ったのか。知事としてどのように受け止

められたか。また、その条件をクリアするための取組の具体化について伺います。お答えください。また、保健福祉部の部長・副部長が、知事も言っておりますが、「厚労省の地域医療計画課に確認したところ、これは制約条件ではないとの回答を得た」との発言を繰り返していますが、この発言の真意を伺います。お答えください。

知事に改めて、県立がんセンターの機能の継承について伺います。

基本合意書の第三条の(3)では、がん医療について、「がん診療連携拠点病院として、宮城県立がんセンターが担っている機能について東北大学と補完・連携を進め、他のがん診療連携病院とともに県内のがん政策において必要な機能を維持する」とされています。この間、東北大学との補完・連携についての協議はどのように進められてきたのか、協議の到達点と併せてお答えください。東北大学側が「現在の県立がんセンターの機能の全てを引き受けるのは困難」との声も聞こえています。具体的には、研究所機能がどうなるのかをお答えください。また、現在、県立がんセンターが果たしている県がん登録室、がんゲノム医療センター、患者サポートセンター、がん相談支援センター、こういった機能は日本赤十字社が運営する新病院には引き継がれるのか、お答えください。

二〇二三年二月に協議確認書を結んだ際に、知事は「今後はそれぞれの病院の当事者・管理者にも協議に参加頂き、より具体的な議論ができるようになる」と強調していました。二〇二三年二月以降、県立がんセンターと仙台赤十字病院の当事者・管理者を交えた協議実績をお答えください。

仙台赤十字病院の患者・利用者、地域住民、職員への説明会開催について伺います。主体的説明者は日赤本社及び仙台赤十字病院の管理者となると思いますが、県の関与についてはどのように考えているのか伺います。

十二月二十二日の基本合意締結式にも同席されていた日赤本社の渡部洋一医療事業推進本部長が読売新聞の取材に応じた中で、新病院の職員数について「看護師は両病院を合算すると余剰人員が出るので、仙台赤十字病院側は新規採用を抑制するなどの工夫をしながら、適正人数に近づけていく」旨の発言をしていました。仙台赤十字病院における希望者の雇用確保について、県はどのように責任を果たされるのか伺います。お答えください。

次に、県立精神医療センターと東北労災病院の合築について伺います。

県は、二月十六日の県精神保健福祉審議会に、県立精神医療センター建て替えに伴うサテライト案三案を提示しました。一月末に精神医療センター側に、本院を富谷市に移転させ、分院を名取市に設置する案として提示していた三案と同じ内容だと説明されました。精神医療センターがサテライトを持つ構想については、昨年八月の時点で、経営的に成り立たないことを理由に否定され、民間病院の公募方針が打ち出されておりました。知事に改めてお聞きします。何を目的とした民間病院公募方針だったのか。そして、その公募方針を断念したのはいかなる理由によるものだったのか、お答えください。更に今般、県自身が採算性の観点から否定していたサテライトの配置を決断したことについて説明を求めます。お答えください。この間の住民説明会の場で、参加者から「ここまで問題がこじれているのは、やはり進める側にボタンの掛け違いがあったからだ。これを解決するには、一度掛け間違ったボタンを全部外さなければいけない」、こういう声が上がりました。知事、ボタンを一旦全部外すこと、計画を一旦白紙に戻す決意を求めます。いかがですか、お答えください。

以上で壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 金田もとる議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、宮城県地域防災計画と原子力災害対策についての御質問のうち、県地域防災計画の修正と、みやぎ震災対策アクションプランの策定についてのお尋ねにお答えいたします。

地域防災計画は、防災対策に対して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、毎年度検討を加え、必要に応じて修正しており、これまでも東日本大震災の教訓等をはじめ、その後の災害への対応から得られた知見を踏まえ、修正を行っております。また、震災対策アクションプランは、第五次地震被害想定調査を踏まえ、来年度、減災目標の達成に向けた県の取組について取りまとめることとしております。県といたしましては、今回の能登半島地震から得られる新しい知見について確認していくとともに、必要に応



じ、地域防災計画及び震災対策アクションプランを改定し、反映してまいります。

次に、大綱二点目、半導体企業の誘致と環境対策についての御質問のうち、半導体企業の誘致が県内企業に与えるリスクについてのお尋ねにお答えいたします。

半導体企業の誘致については、後工程などの関連産業の集積に加え、工場の操業に必要な装置や消耗品、水処理、ガス、電気、薬品、空調など、様々な分野で県内企業の取引拡大が期待されるなど、地域経済に大きな好影響をもたらすものと認識しております。一方、先行自治体においては、こうした経済波及効果を高めるためにも、地域における人材や住まいの確保、インフラ整備、外国人の受入れ、環境対策などに取り組んでいると伺っております。我が県では、昨年十月三十一日のJSMCホールディングス株式会社工場立地決定を受け、十一月十七日に副知事をリーダーとするプロジェクトチームを立ち上げ、庁内横断でこれらの取組を進めているところであります。今後は、経済安全保障上、特に重要な物資である半導体について、我が県をはじめとする国内生産拠点における自治体の取組に対し、国の積極的な支援を求めてまいります。

次に、大綱四点目、四病院の再編・移転問題についての御質問にお答えいたします。初めに、議会軽視であり、基本合意の撤回を求めるとのお尋ねにお答えいたします。仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合に向けた基本合意については、それぞれの機関の最終的な意思決定が締結式の直前であり、また、各々の病院関係者、職員に対する説明を優先する必要もあつたことから、議会に対して事前に報告ができなかったものであります。仙台医療圏の病院再編につきましては、令和三年九月の協議開始以降、新病院の具体像など、協議の進捗に応じて議会に報告しておりますが、県といたしましては、引き続きできる限りの情報提供に努めてまいります。

次に、地域医療構想調整会議での結論についての御質問にお答えいたします。昨年十二月に開催した地域医療構想調整会議では、仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合に関する基本合意の内容に基づき、重点支援区域の申請について審議が行われた上で、了承が得られたものでありますので、両病院の統合の方向性についても、当然、了承が得られたものと認識しております。なお、がん医療をはじめ、新病院が担う機能に関する不安や懸念の声に対しましては、今後、診療科など具体的な機能の検討を進める中で、関係者と十分に協議してまいります。

次に、新病院の雇用確保についての御質問にお答えいたします。

仙台赤十字病院と県立がんセンターの職員の処遇につきましては、新病院の医療機能に関する今後の詳細な協議を踏まえ、職員の意向に配慮した上で、日本赤十字社、県及び県立病院機構の三者で協議し決定することとなりますが、希望者の雇用が確保されるよう、県といたしましても最大限の調整に努めてまいります。また、新病院での採用が難しい場合は、県立循環器・呼吸器病センター閉院時の対応などを参考にしながら、病院機構内での異動のほか、公立病院等への就職あつせんなど、病院機構と連携し、職員の意向に配慮した対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、サテライトの設置を決断した理由についての御質問にお答えいたします。

民間精神科病院の公募案につきまして、精神保健福祉審議会等での議論が進まず、公募手続の見通しが立たない中で、民間事業者による対応などへの不安や懸念の払拭のほか、病院再編協議を進める上でも必要と考え、県立のサテライト案を検討することとしたものであります。なお、サテライトの病床規模につきましては、現在の入院患者実績を踏まえ、富谷市に設置する本院と合わせて百七十床程度を想定しており、県立精神医療センターの職員の方々と意見交換を重ねながら、財政面や人員配置の観点も踏まえ、サテライトの具体的な規模や機能を検討しているところであります。

次に、四病院再編計画は白紙に戻すべきとの御質問にお答えいたします。

今回の病院再編については、仙台医療圏を中心に県全体の地域医療の現状及び将来を見据え、病院機能の集約・拠点化により、政策医療の課題解決を図るとともに、県民に適切な医療を持続的に提供していくために取り組んでいるものであります。令和三年九月の協議開始以来、賛成・反対それぞれの立場から様々な御意見を頂いておりますが、県といたしましては、県民の理解を得られるよう、病院再編の意義を丁寧に説明するとともに、引き続き御意見を伺いながら、病院再編の協議を進めてまいりたいと考えております。

質問が多岐にわたっておりますので、ちょっと早口で答弁いたしました。お許しください。

○副議長（本木忠一君） 復興・危機管理部長千葉章君。

〔復興・危機管理部長 千葉 章君登壇〕

○復興・危機管理部長（千葉 章君） 大綱一点目、宮城県地域防災計画と原子力災害対策についての御質問のうち、女川原子力発電所二号機の再稼働についてのお尋ねにお答えいたします。

再稼働については、令和二年十一月、県議会や市町村長の御意見等をお聞きした上で、政府の方針に対し、県として理解を表明したものであり、現在もその考えに変わりはありません。安全対策工事の実施内容や原子力発電所の検査制度の検討・検証については、国の責務と考えており、今後、国において、今回の能登半島地震に関して新たな知見が確認された場合は、バックフィットや指針等の改正により対応するものと認識しております。また、発電所周辺七市町の避難計画については、女川地域の緊急時対応として取りまとめられ、国において具体的かつ合理的であるとして了承されております。県としましては、引き続き、国、市町と連携し、訓練の実施を通じて、継続的に避難計画の検証・改善を図るとともに、東北電力に対し、必要に応じ立入調査を行うなど、女川原子力発電所の安全管理の徹底を求めています。

次に、避難退域時検査等の資機材整備についての御質問にお答えいたします。令和三年四月の内閣府からの通知以降、避難退域時検査等場所で使用する不織布防護服、放射性物質の付着状況を検査するための車両用ゲートモニター及び住民用ゲートモニターについて、県において新規購入はありません。資機材の保有状況については、現在、避難退域時検査等場所で使用する不織布防護服は保有しておりませんが、従事するに当たって、警報装置つき線量計を身につけることとしております。また、車両用ゲート型モニターについては、現在、十二台を保有しておりますが、住民用ゲート型モニターについては保有しておらず、GM管式サーベイメータで測定することとしております。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 企画部長武者光明君。

〔企画部長 武者光明君登壇〕

○企画部長（武者光明君） 大綱三点目、宮城県クライミングウォールの整備方針についての御質問のうち、設備管理に関する県の対応についてのお尋ねにお答えいたします。

宮城県クライミングウォールは、毎年度、定期的に専門業者によるパネルやホール

ドなどの点検を実施しており、加えて、老朽化した設備や部品の補修・交換などを行っており、日常の設備管理については適切であったと認識しております。東北総合体育大会が開催された平成三十年以降、利用者数は減少傾向にありますが、その要因としては屋外の施設であることや、利用に当たって有資格者の立会いが必要であるといった利便性の問題などがあると考えられております。引き続き、宮城県第二総合運動場等整備方針に関する懇話会での議論の結果を踏まえ、競技団体の御意見を伺いながら、整備方針について検討してまいります。

次に、東北総合体育大会における仮設の競技用リード壁設置についての御質問にお答えいたします。

仮設のリード壁については、国民体育大会などにおいて使用されたことがあり、その設置費用は、我が県のクライミングウォールの壁面張り替えよりも数倍以上高額になると見込まれており、仮設でのリード壁の設置は難しいと考えております。一方、国民体育大会や東北総合体育大会等の大規模大会の開催に当たっては、開催県の施設だけではなく、民間の施設や他県の施設を活用する例があり、今後人口減少が本格化する中においては、こうした他県との連携もこれまで以上に考えていかなければならない状況にあると認識しております。県としましては、競技団体の意向を踏まえ、他県における大規模大会の運営方法も参考に、スポーツクライミング競技が円滑に実施できるよう検討してまいります。

次に、我が県におけるスポーツクライミングの位置づけと役割についての御質問にお答えいたします。

スポーツクライミングは、東京二〇二〇オリンピック大会で日本人選手が活躍し、近年人気が高まっているものと承知しております。我が県においても、民間クライミングジムが十か所程度開設されており、子供からベテランの方まで、幅広い年代が参加できるスポーツであると認識しております。一方、競技としてのスポーツクライミングは、競技人口が多くはないことから、競技者数を増やす取組などについて競技団体とよく意見交換を行ってまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 環境生活部長佐々木均君。

〔環境生活部長 佐々木 均君登壇〕

○環境生活部長（佐々木均君） 大綱二点目、半導体企業の誘致と環境対策についての御質問のうち、新たな半導体工場でのPFASの使用についてのお尋ねにお答えいたします。

半導体工場で使用する化学物質については、今後、事業者を確認していくこととなりますが、サプライチェーンも含め、企業の機密情報が含まれている場合があるため、全てを確認することが難しい可能性があります。一方、PFASの代表的な物質であるPFOSやPFOAなどについては、副生する場合も含め、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律で、製造や輸入が原則として禁止されており、使用されることはないと考えております。加えて、水質汚濁防止法や化学物質排出把握管理促進法に基づき、対象となる化学物質の使用について把握可能であることから把握した場合、県として適切な管理を求めてまいります。周辺の河川や井戸水等の調査については、水質汚濁防止法に基づき、県内全域においてポイントを定め、定期的に環境基準項目の監視測定を実施しておりますが、今後、事業者から工場の稼働時期や排水先、排水処理施設の内容など計画の詳細を伺いながら、調査の項目や地点の追加などの必要性について検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱四点目、四病院再編・移転問題についての御質問のうち、住民説明会についてのお尋ねにお答えいたします。

地域住民を対象とした説明会については、議会から基本合意前の開催について要請を受けたことなどを踏まえ、昨年十二月十七日、八木山地区において開催したところがあります。その後、日本赤十字社及び県立病院機構との協議が整ったことから、十二月二十二日に基本合意を締結したものであります。説明会では、病院移転後の医療提供についての不安・懸念の声が多く出されましたが、基本合意の締結により、今後は日本赤十字社と協力して、改めて地域説明会を改正することが可能となったことから、その中で丁寧な説明に努めるとともに、地域住民の皆様の御意見について、今後の関係者間

の協議の中で十分に配慮してまいります。

次に、会議開催の告知時期についての御質問にお答えいたします。

昨年十二月二十六日に行われた地域医療構想調整会議の開催については、開催八日前に県ホームページへ掲載しておりますが、同月二十二日の基本合意締結を受け、重点支援区域の申請に関することを議題に追加する旨、開催前日となる二十五日に再掲載したものであります。会議の内容告知が直前となったことについては、重点支援区域の申請手続や委員の皆様の負担軽減に配慮して、既定の会議に一括付議することとした結果ではありますが、御指摘については真摯に受け止め、情報公開条例の趣旨を改めて認識し、事務取扱要綱に沿った適切な事務執行に取り組んでまいります。

次に、重点支援区域選定の条件についての御質問にお答えいたします。

先月十六日に国から重点支援区域に選定された際の条件については、新病院の開設に向けて、引き続き関係者に対する丁寧な説明に努めてほしいとの趣旨で付されたものと、国の担当者から説明を受けております。県といたしましては、これまでも様々な機会を捉え、病院再編の必要性や効果を周知してきたところですが、住民説明会を引き続き開催するとともに、仙台市からの協議要請にも真摯に対応し、地域住民や関係自治体の理解を得られるよう取り組んでまいります。

次に、県執行部の発言の真意についての御質問にお答えいたします。

重点支援区域の選定に係る今回の条件については厚生労働省に確認したところ、財政支援等を行う上での制約となるものではなく、新病院の開設に向けて、引き続き関係者に対する丁寧な説明に努めてほしいとの趣旨で付したものであり、国としても地域理解に向けた技術的支援を行うとの話があったことから、「制約条件ではない」と発言したものであります。

次に、がん医療に係る東北大学との協議についての御質問にお答えいたします。

がん医療をはじめとする新病院の医療機能については、医療需要の推計などを踏まえ、東北大学の助言を得ながら、関係者と検討を行っているほか、県立がんセンターの研究所機能については、今後の在り方に係る協議を東北大学に依頼しているところです。県といたしましては、今後、新病院の具体的な機能の検討を進める中で、他のがん診療連携拠点病院との役割分担・連携も踏まえながら、研究所機能も含め、がん医療に係る

東北大学と補完・連携に係る協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、研究所機能についての御質問にお答えいたします。

県立がんセンターの研究所機能については、今後の在り方に係る協議を東北大学に依頼しているところであり、その協議の中で、東北大学などとの機能分担や連携により、必要な機能の確保について検討していきたいと考えております。県といたしましては、病院統合後も、県全体のがん医療水準の向上に向け、新病院の具体的な機能の検討と併せ、東北大学と研究所機能の協議を進めてまいります。

次に、県立がんセンターの機能についての御質問にお答えいたします。

県立がんセンターが有する、がん相談支援センターなどの様々な機能の在り方については、今後、診療科など新病院の具体的な機能の検討を進める中で、新病院への引継ぎも含め、日本赤十字社や県立病院機構、東北大学などの関係者と協議してまいりたいと考えております。

次に、各病院の当事者・管理者を交えた協議実績についての御質問にお答えいたします。

昨年二月以降、仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合については、基本合意の締結に向けて、主に新病院の経営的な観点から、日本赤十字社と県を中心に協議を行ってまいりました。各病院に対しては、これまでも打合せや情報提供を行ってまいりましたが、基本合意を踏まえ、今後、新病院の診療科や医療機能などの検討を行う中で、各病院の職員を交えて協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、患者や地域住民、職員への説明会についての御質問にお答えいたします。仙台赤十字病院の移転に伴う患者や地域住民、職員への説明については、日本赤十字社と仙台赤十字病院が主体的に対応すると伺っており、県としましても、説明会の開催などに協力してまいります。また、病院再編の必要性や効果を伝えるため、引き続き、各地で地域説明会を開催する予定であり、日本赤十字社をはじめ、関係者と連携しながら丁寧に説明を重ね、県民の理解の醸成に努めてまいります。

次に、民間病院の公募についての御質問にお答えいたします。

民間精神科病院の公募については、県南部の精神科医療提供体制の確保に向けて、県立精神医療センターの移転後の診療体制や、地域移行等の機能の維持などを目的とし

て提案したのですが、民間事業者による対応等について、患者や関係者から不安や懸念の声があったことなどから、現在、県立のサテライト案の検討を進めているところであり、あります。

以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 答弁、ありがとうございます。再質問を残された時間の中で行わせていただきます。

最初に、女川原発の再稼働に関わってですけれども、二月十九日、東北電力が再稼働についての記者会見を行ったわけですが、それを受けて知事からは「今度こそはしっかりと安全対策を講じた上で再稼働してもらいたい」と、このように述べておられました。改めてお聞きしますけれども、ここでいう安全対策に避難計画も含まれているということでしょうか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 含まれておりません。

○副議長（本木忠一君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） そうですね、含まれていないという認識なのですよね。やはりそこが問題だというふうに思います。ただ、それは規制委員会もそういうふうに言っているわけですから、知事がそのように答弁されるのはそうだろうなと思いますけれども、原子力規制委員会は「発電所外の避難計画は規制委員会の審査の対象としていない」と、このような答弁を繰り返しています。県自らが女川原発の安全性を検討する避難計画も含めて、避難計画が実効性があるかどうかというのは、これは県民にとって本当に一番大事なことだと言ってもいいと思うのですよ。万が一事故があったときに避難計画——安全に避難できるのかどうか、このことについて、県として、先ほどの部長答弁では、これについても国のところで認められているというふうにありましたけれども、今回の能登半島地震を受けて、本当にこの避難計画がそのまま実行に移せるのかということについて大きな疑義が生じたので、知事自らも深掘りが必要だと言ったのではないですか。この点について、やはり県として責任を果たすというそういう立場に立っていただけないか。知事、いかがですか。



○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 先ほど復興・危機管理部長が答弁したとおりでございます。まずは、国の責務でしつかりと判断するべきものというふうを考えてございます。その上で、新たな知見が確認された場合には、新たな指針の改正等、そういったようなものを国のほうで方針を示し、それに併せて我々、しつかり責任を持って対応していくというふうになります。

○副議長（本木忠一君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 繰り返しになりますけれども、避難計画の抜本の見直しを含めて、安全が確認できるまでは再稼働の地元同意、これは一旦取り消す。これが筋だというふうに思います。

続けて一言御紹介させていただきますけれども、先日、定禅寺通り一番町入り口のところ、ハンドマイクを使って私が宣伝しておりましたら、通りかかった女性が足を止めて、しばらく近くのベンチに腰かけて最後までお話を聞いてくれました。お声掛けさせていただいたら、能登半島地震と原発のことを話されていたので、ちゃんとお聞きしようと思って、最後まで聞かせていただいたというお話で、実は私、福島の双葉から避難してきた者なのです。能登半島にある原発のことも気がでないのだけれども、もし女川原発に何かあったら、私たちはこの仙台からも避難しなければならぬことになるのだと旦那さんと話していたと。知事、この言葉をどのように受け止められますか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） そういう言葉を受けて、よりしつかり丁寧に対応していかねければならないというふうに感じます。

○副議長（本木忠一君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 避難計画含め、安全性をしつかりと確認できるまではやはり再稼働させないという立場での知事の奮闘を期待いたします。

続けて申し訳ございません。四病院の再編・移転問題について移ります。

なぜ自らが定めた情報公開条例に違反するような過ちが繰り返されるのかと。このことについて、部長のほうからは、一旦八日前には出していたのだと。その後一日前に追加で出したと。そのときに、重点支援区域の申請期日の問題もあつたのでおっしゃ

られましたよね。しかし、重点支援区域について、これは随時受付ですから、締切りとかないわけですよ。この点いかがですか。何で年末にこんなに急いだのですか。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 改めて申し上げますけれども、やはり重点支援区域の申請にこぎ着けるためには、地域での基本合意をなしていなければならないといったことは当然手続上としてはあります。そういったことの流れの中で、時期的にそういったタイミングになつてしまったということでございます。

○副議長（本木忠一君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） おかしいですよ。重点支援区域について申請を確認する地域医療構想調整会議、八日前に案内を出したときには、重点支援区域のことは入つてなかつたわけですよ。その一日前に告知して、委員の先生方はどれだけの準備ができるのですか。基本合意についてどれだけの理解を得た上で委員会に臨むことができたのですか。それでもあれだけの意見が出ていますよ。基本合意について了解して、もろ手を挙げてこれで申請しようとなつたわけではないというのは、部長が一番よく分かつているのではないですか。この点いかがですか。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 審議の中では御指摘のような意見もあったのも事実でございますが、一方では、基本合意の中身についてしっかりと説明し、中身についての審議等も経た上で、委員の皆様は最終的にこの基本合意を前提の中身になっている重点地域区域の申請をお認め頂いたといったことでございますので、あとは答弁したとおりでございまして。

○副議長（本木忠一君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） いや、あの議事録を読めば、基本合意について納得して重点支援区域を申請しようとなつたわけではないとよく分かるではないですか。だって、切り分けて考えてくださいとわざわざ座長が言っているのですよ。何でわざわざ切りわけないといけないのですか。財政的な支援を受けるのが大事なので、申請させてくださいと、これ分かりますよ。でも、その前提となる基本合意について、あれだけ意見が出て、それを通すということは、やはり無理筋ですよ。知事いかがですか、これ。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 先ほど部長も答弁いたしましたけれども、まず、七日前までといったようなことだったのに、直前になってしまったではないかということでございます。それについては、おわびを申し上げなければいけないと思うのですが、ただこれは、審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱ですので、これを守らなければ絶対やってはいけないというものでは決してないのです。ただ、要綱を定めたその要綱どおりやらなかったということについては、私も反省をしなければならぬというふうに思っております。今後そのようなことにならないとは思いますが、要綱を守らなかつたので、七日よりもっと前に、直前に言ったのでこの審議会自体が成り立たないというものでは決してないということでございます。今後は、このようなことのないようにしてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（本木忠一君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 私はそういうことを言っているわけではないのです。これは一回目ではなくて二回目なのですよね。九月にも同じことをやっているということをまず一つ言っているのと、それと、無理筋の話を通すために——だって、八日前に告知したときには議題に入ってなかったものを一日前に出して、それで年末の忙しい時期に、十二月二十六日に通してですよ、二十七日に申請する。これはやっぱり、担当されている職員の方も本当に気の毒だと思いますよ。知事、いかがですか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君

○知事（村井嘉浩君） 繰り返しになりますけれども、今後はこのようなことないようご注意くださいというふうに思います。

○副議長（本木忠一君） 十一番金田もとる君

○十一番（金田もとる君） 時間もないので進めますけれども、こうやって苦勞しながら申請して、十六日にめでたく厚労省からお墨つきを頂いたわけですが、これについては附帯条件があったと。この条件についても先ほど制約条件ではないというふうに答弁されていますけれども、実際この制約条件ではないと地域の住民の方々との説明会のとときに担当の職員がお答えるのは、やっぱり違うと思いますよ。切り分ければ確かにそのとおりですけれども、でもこんなことを地域の方々は求めて聞いているわけ

はないわけですよ。改めて、私ども日本共産党国会議員団宮本徹議員の秘書を通じて厚労省の医療政策局地域医療計画課に私どもも照会をかけました。どういう経過でこういう附帯条件がついたのか。条件を付したケースは過去にあるのかということについてはないと。条件付した理由と趣旨・背景についてはどうか。地域医療構想調整会議で合意しているが、しかしその中で議論や検証がない、必要な情報が県から示されずに進められているなどの意見を厚労省は聞いていると。仙台市のホームページでは、宮城県からの根拠となるデータ開示が不十分だとも指摘されていると。住民説明会では参加者から説明が不十分と指摘があったことも認識しており、今回はもろもろを踏まえて条件付とさせていただいた。地元河北新報の報道記事などで様々な意見が上がっていることも承知している。このように答えられています。更に、今後厚労省は宮城県と仙台市の状況を確認するのかということについては、いつになるかは決まっていないが、宮城県と仙台市の双方に確認を行う。厚労省として通知を出したこともあって、通知を出してそのままにはせず、今後状況を見ながら確認していきたい。このような回答を得ています。ですから、助成金をもらうための制約条件でないというのは、そうなのかなというふうにしちからも思っているのだと思いますけれども、でも実際にこの出されたことの背景、こういう経過があったということを受け止められれば、これにしっかりと応えていかなければならないというふうに思います。いかがですか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君

○知事（村井嘉浩君） そう思います。

○副議長（本木忠一君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 知事は、二月六日の定例記者会見で記者から問われて、「当然、重点支援区域になるときの付けられた条件というのは、当然のこととして、少しでも御理解頂けるように努力をする。これはもう当然のこととして」と答えられています。当然のことだということを三回繰り返し強調されています。知事、改めてお聞きしますけれども、これは厚労省の指摘もごく当たり前のことで、当然のことなので、仙台市や地域住民の方々へも丁寧に説明し、理解を得るために更に力を尽くすと、こういう趣旨で発言されたのでしょうか。いかがでしょうか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君）　そうです。

○副議長（本木忠一君）　十一番金田もとる君

○十一番（金田もとる君）　知事、でも、これは、当然やってこなければならなかったことをやってこなかったからこういう条件がついたのではないですか。当然やるべきことをやらずに、ボタンを掛け違えたまま前に進める。だからこういう条件がつけられているわけですよ。掛け違ったボタンを一旦全部外す。改めていかがですか。

○副議長（本木忠一君）　知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君）　先ほども御説明いたしましたけれども、今回は、日赤さんにがんセンターをくつつけていただくという話でありますので、主体は日赤さんに結果的にはなったということです。その辺の調整をずつとしておりまして、日本赤十字社さんのほうから、ここまで話していいと言われるまでは、我々はそれを外に出すことができなかったということでございます。したがって、なかなか住民の皆さんに我々の大きな狙いは説明できても、細かい内容については説明ができなかったと。それが、だから理解が得られなかった最大の理由であるということでもあります。これは、県立病院に逆に我々が日赤さんを飲み込んでというようなことであれば、それなら我々はどんどん情報を出すかと思うのですけれども、そうではなかったというようなことでありまして、その調整に至るまで、大変非常に微妙な調整をずつとさせていただいておりますので、どうしても地域住民の皆さんが求められる情報を出し得なかったということでございます。その点は、事情がそういう事情でありますけれども、不信感を抱かれてしまった責任は我々のほうにあると思っておりますので、今後はそのようなことのないように、日赤さんとよく調整しながら、必要な情報を出せるようにしてまいりたいというふうな思っております。

○副議長（本木忠一君）　十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君）　時間がなくなってきましたので、改めて県立がんセンターの機能の継承について伺います。

　結局のところ、現在の県立がんセンターが果たしている役割、政策医療としてのがん診療に果たしている役割、研究所機能だったり、これについては先ほど答弁もありましたけれども、県がん登録室、ゲノム医療センター、患者サポートセンター、がん相談

支援センター、どれ一つ取っても県のがん診療に欠かすことのできない機能役割ですけれども、これらの機能が今後、日赤の運営による新病院、あるいは東北大学であったり、他のがん診療の連携病院なのかもしれないかもしれませんが、そういったところにどう引き継がれるのか、引き継ぐべきなのかといった議論を、がんセンターの総長先生、院長先生、研究所の所長先生とも事前には相談してこなかったというふうに思われるのですけれども、いかがですか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） もちろん相談はしてまいりましたし、今も相談しておりますが、今回の基本合意の段階ではまだそこまで結論に至らなかったということでございます。

○副議長（本木忠一君） 十一番金田もとる君。

○十一番（金田もとる君） 私どもも先日、基本合意が結ばれた後にがんセンターに伺って、総長先生、院長先生とお話ししてきましたけれども、これらの機能は今後どうなるのですかと、このことについては、何も相談されていないという答弁だったので、これはやっぱり大きな問題ですよ。本当に、引き続き協議中だと言われているけれども、こんな大事なことを事前に相談しないで、基本合意が結ばれること自体が信じられないです。この点、基本合意なるものが締結されること自体が眉唾に思えてくる。この点、いかがですか。知事、改めてお聞きします。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 部長に答弁させます。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 知事からも、基本合意の中にこういった細かいところは定めてございませんので、これからの協議で委ねていくことが大きいといったことはその旨答弁したとおりでございます。また、診療科等も検討途上でございますので、そういった様々な診療科、そして地域のがん診療連携拠点病院、東北大学、様々な形で、県全体のがん診療の位置づけの中で、新病院の位置づけ、そして、がんセンターの機能をどのように継承していくかについても、しっかりと協議してまいりたいと思っております。